

別表第3(第7条、第17条関係)

1. 野球場

使用区分		運動施設名等		東市来運動公園湯之元	伊集院総合	吹上浜公園	摘要
		球場		運動公園野	野球場		
		木球場	補助球場	球場			
1時間につき							
専用	使用者がアマチュア	児童・生徒	130	110	130	110	投球練習場を含む。
	使用人場料を徴収しない場合	上記以外の者	270	220	270	220	
		その他の場合	690	420	690	690	
一部	使用者がアマチュア	児童・生徒	550	550	550	550	
	使用人場料を徴収する場合	上記以外の者	1,100	1,100	1,100	1,100	
		その他の場合	2,750	2,750	2,750	2,750	
一部	児童・生徒		—	—	—	50	
	上記以外の者		—	—	—	110	
附属施設	照明施設	30分コイン	—	30分につき 520	—	—	
		2基点灯	—	—	1,150	—	
		4基点灯	—	—	2,250	—	
		6基点灯	—	—	3,350	—	
		全点灯	—	—	—	2,200	
		部分点灯	—	—	—	1,640	
	ピッチングマシン	1台	220	—	—	—	
スコアボード	1式	1,100	—	1,100	—		
冷暖房設備	本部席	330	—	220	—		
	審判控室	110	—	220	—		
	放送室	110	—	110	—		
放送施設	1式	1回につき 550	—	1回につき 550	1回につき 550	2日以上にわたって使用する場合は、1日につき1回とする。	